

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約に基づく協議事項等に関する協定書

(趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）が共同して設置する大阪府市都市魅力戦略推進会議（以下「推進会議」という。）に係る大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約（以下「規約」という。）に基づき関係府市の長の協議により定める事項及び大阪府知事が大阪市長と協議しなければならない事項その他の事項については、この協定書に定めるとおりとする。

(委員等)

第2条 規約第6条第1項に定める委員及び規約第8条第3項に定める専門委員の候補者については、選任予定日の前日までに関係府市の長が協議により定めるものとする。

2 規約第6条第2項の規定により委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、大阪府知事は、解職又は退職の承認の予定日の前日までに大阪市長と協議するものとする。また、規約第8条第3項の規定により専門委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においても、また、同様とする。

3 規約第9条第1項に定める会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、職員その他の関係者（以下「学識経験者等」という。）に規約第10条に定める会議及び規約第11条に定める部会（以下「会議等」という。）への出席を求めるものとする。

(対象とする経費)

第3条 規約第12条第1項に定める推進会議に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 会議等に出席した委員及び専門委員に対して府が大阪府市都市魅力戦略推進会議の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成28年大阪府規則第73号)第2条の規定に基づき支給する報酬。
- (2) 会議等に出席した委員及び専門委員に対して府が大阪府市都市魅力戦略推進会議の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成28年大阪府規則第73号)第3条の規定に基づき支給する実費弁償。ただし、会議等の出席のために宿泊の必要が生じた場合においては、府は1回あたり職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)第17条第1項第1号の規定を準用し同条例別表第1に定める額に相当する宿泊料を支給するものとする。
- (3) 会議等に出席した学識経験者等に対して府が支給する、1回あたり5,000円に相当する謝礼。
- (4) 会議等に出席した学識経験者等に対して府が府の証人等の実費弁償に関する条例(昭和40年大阪府条例第39号)第2条の規定に基づき支給する実費弁償。
- (5) 会議等の開催に係る使用料その他の経費。
- (6) 会議等に出席した委員及び専門委員について大阪府知事が非常勤職員の災害補償に関する条例(昭和42年大阪府条例第39号)で定める補償を行う場合においては、大阪府知事が補償を受けるべき者に支給する補償。

(経費負担)

第4条 前条の規定による経費（以下「報酬等」という。）については、関係府市がそれぞれ2分の1の額を負担するものとする。ただし、専ら府の権限に属する事項であって市の権限が及ばない事項に係る調査審議に関する報酬等については、府が全額を負担し、専ら市の権限に属する事項であって府の権限が及ばない事項に係る調査審議に関する報酬等については、市が全額を負担する。

(負担金の額の決定及び交付時期)

第5条 規約第12条第1項に定める関係府市が負担すべき額については、次のとおり決定するものとする。

- (1) 関係府市は、委員、専門委員及び学識経験者等が会議等に出席した実績に基づき、報酬等について月ごとに集計表（以下「集計表」という。）を作成する。
 - (2) 市は、集計表を当該月の翌月に速やかに作成し、府に送付する。
 - (3) 府は、前号の規定による集計表の送付を受けたときは、10日以内に府作成の集計表とその内容を検収し、疑義がある場合には、市に対して修正を依頼する。
 - (4) 府は、集計表に疑義がない場合及び市が集計表を修正した場合は、当該集計表の記載に基づき、委員、学識経験者等その他の関係者に対して報酬等を支払う。
 - (5) 府は、前条の規定に基づき市が負担すべき額（円単位未満は切り捨て。）について、3か月分を取りまとめて市に請求する。
- 2 規約第12条第3項に定める負担金の交付時期については、府が前項第5号の規定に基づき市に請求してから30日以内とする。

(決算報告)

第6条 規約第14条に定める決算報告については、大阪府知事が推進会議に関する決算を大阪府議会の認定に付したときに、当該決算を速やかに書面により大阪市長に報告するものとする。

(委員及び専門委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第7条 規約第15条第1項に定める委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程（以下「規程等」という。）を制定し、又は改廃する場合には、府は、制定又は改廃の予定日の前日までに書面により市と協議するものとする。

- 2 規約第15条第2項に定める公表については、府が規程等を制定し、又は改廃したときに、大阪市長が当該規程等を速やかに市のホームページその他の手段により公表するものとする。

(会議等の運営)

第8条 会議等の事務局は関係府市が共同して行うこととし、市の権限に属する事項に係る調査審議に関する事務は市でとりまとめ、府の権限に属する事項に係る調査審議に関する事務は府でとりまとめ、関係府市共通の事項に係る調査審議に関する事務について

は、関係府市共同でとりまとめる。

(その他)

第9条 規約第17条に定める関係府市の長の協議については、協議が必要な事項が発生したときに、関係府市が相互に連携し、速やかに協議を開始するものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は解釈について疑義が生じたときは、関係府市の協議の上、定めるものとする。

3 平成24年11月30日に締結した「大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約に基づく協議事項等に関する協定書」は、この協定書の締結をもって効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、関係府市記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

大阪府
代表者 大阪府知事 松井 一郎

大阪市
代表者 大阪市長 吉村 洋文